

高知家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日 時

平成20年6月4日（水）午後3時00分から午後4時45分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順、敬称略）

(1) 委員

石田正俊、小野正弘、川竹昭夫、小池覚子、佐々木公三郎、芝田俊文、丸地真人、山岡敏明、山中悠紀子

(2) オブザーバー

政岡孝至（高知家庭裁判所主任書記官）

永井政樹（高知家庭裁判所主任家庭裁判所調査官）

(3) 事務担当者等

西村 工（高知家庭裁判所事務局長兼首席書記官）

三村行高（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

立道包壽（高知家庭裁判所事務局総務課長）

石川公寛（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

家事調停のあり方

(2) 委員長選任

全会一致で芝田委員を委員長に選任

委員長が委員長代理に小池委員を指名

(3) 意見交換等

ア 調停制度及び高知家庭裁判所の調停事件の現状について説明（政岡孝至及び永井政樹）

イ 意見交換（○委員、□オブザーバー等）

- 離婚調停における調停成立率はどれくらいですか。
- 調停成立により終了する事件の割合は40%台ですが、取下げで終了する事件も30%前後あります。取下げで終了する場合には、事実上の合意ができた場合や、相手方の話を聞いて申立人が再考する場合もありますから、それらも加えると実質的にはかなり調停で解決しています。
- 調停によって離婚する割合はどれくらいですか。
- 離婚の種類別では、協議離婚が最も多く、調停離婚は全体の1割程度です。
- 離婚調停の申立ては、第三者でもできるのですか。
- 申立ては本人の意思によるものなので本人にしかできませんが、当庁で行っている家事手続案内を親族の方がご利用されることはありません。
- 年金分割制度が導入されたと聞いていますが、離婚、特に熟年離婚が増加しているということがありますか。
- 平成19年4月から年金分割制度が導入されました、それにより離婚事件が増加したとの印象はありません。また年金分割事件も当初想定していたほど多くありません。
- 当初は年金分割制度が導入されると多数の離婚調停が申し立てられるのではないかと想定していましたが、実際にはそれほどではありませんでした。これには、制度の理解が進んだこと等から、受給額の2分の1が分与されるのではないことがわかったということもあるうと思います。また、調停で離婚に伴って年金分割を行う際も、スムースに按分割合を0.5と合意するケースが多く、按分割合における争いもあまりありません。
- 夫婦関係がぎくしゃくしているとして調停を申し立てる場合には、すべて離婚を目的とした調停となるのですか。やり直すという調停があつてもよいと思います。
- 調停申立書用紙に「申立ての趣旨」という欄があり、そこに「円満調整」

と「夫婦関係解消」との2つがありますとおり、夫婦関係に関する調停がすべて離婚目的というわけではありません。また、夫婦の一方が離婚を求め、他方が円満調整を求めるということもあります。調停委員会においては、結論ありきではなく、双方の意見を聞きながら、ご本人とともに最も適した解決方法を検討しております。

- かなり以前のことですが、調停委員から、家を守るのは女の仕事と言われたと聞いたことがあります。現在ではこのようなことはないのでしょうか。
- インターネット等においても、調停委員からこんなことを言わされたなどのクレームが出されていることは承知しています。当事者からのクレームに対しては真摯に反省し、具体的な状況を確認するなどの対応をとっております。また調停委員に対して、定期的な研修を実施しており、ジェンダーに関しては特に厳しく研修を実施しています。
- 実際の調停にあっては、審判官1名と調停委員2名の合計3名で調停委員会を構成していますが、調停委員は当事者の言い分をよく聞き、争点をきちんと把握するように努めています。また調停の進行で困ったときは、審判官と十分に評議し、当事者の納得のいく調停運営を心がけています。

5 次回開催予定

(1) テーマ

裁判員制度について

(2) 開催日等

平成21年1月26日（月）午後2時30分

（高知地方裁判所委員会との合同開催）

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室